

平成 28 年度 第 3 回 昭島市民図書館協議会
会議録（要旨）

〔開催日時〕 平成 28 年 10 月 13 日（木） 18：30～20：00

〔開催場所〕 昭島市民図書館 2 階 閲覧室

〔出席者〕

- 1 委員：真如会長、美坐委員、矢藤委員、吉野委員、大串委員、本多委員、原委員
田副委員
- 2 事務局：山口生涯学習部長、石川市民図書館長、磯村新図書館担当課長、小澤係長
井上係長

〔欠席者〕 金井副会長、岩田委員

〔議事要旨〕

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 昭島市民図書館基本方針・基本計画について
 - (2) 平成 28 年度昭島市民図書館事業の今後の予定について
- 4 その他

〔配布資料〕

- 資料 1 昭島市民図書館基本方針・基本計画について
- 資料 2 （仮称）教育福祉総合センターの管理運営方法に関する検討結果報告書
- 資料 3 平成 28 年度事業の今後の予定について

〔発言要旨〕

- 3 議題
 - (1) 昭島市民図書館基本方針・基本計画について
- 事務局 前回、ご審議いただいた昭島市民図書館基本方針・基本計画（案）について、ご指摘いただいたところを訂正した。
- 会長 新たなところがあれば出していただきたい。

これについてはご了解いただいたということとする。

事務局 資料2は基本方針・基本計画に関わることなので、説明をさせていただきながらご意見を賜りたい。

つつじが丘南小学校の跡地に建設予定の（仮称）教育福祉総合センターの管理運営のうち、特に新築棟の図書館機能について市民サービスの向上に主眼を置き、最も効果的で効率的な運営方法について議論を重ね、結果をまとめたものである。これから報告書に沿って説明をさせていただくが、検討結果としては「指定管理制度の導入が必要と考える」との結論に至っている。指定管理者制度をご存じない方もいらっしゃるかと思うので簡単に説明させていただく。指定管理者制度とは、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設である公の施設について住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため平成15年9月に設けられた制度で、市で定めた仕様書及び協定書に基づき、法人その他の団体に管理運営業務を行っていただく制度である。

因みに、平成27年度時点で市区町村立図書館の指定管理者導入の状況は、207自治体で469館である。

報告書に沿って説明。

2ページ、（仮称）教育福祉総合センターの概要が記されている。

3ページ、平成24年3月に策定された昭島市社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画、これは現在の教育福祉総合センターの前の計画である。この計画から受け継いだ考えをお示ししており、市民図書館についてはこれまでのサービスに加え、より利用者の目線に立った運営を目指す。蔵書管理、貸出業務の自動化や提供資料のデジタル化などの推進に合わせ、これからの図書館サービスに求められるICT分野に精通した職員を配置する。また、様々な生活スタイルを持つ市民のニーズに対応するために柔軟な開館日、及び開館時間の設定が可能な運営体制とする。このためには現在市のおかれている財政状況から職員のみでの対応には限界がある。と記載されている。

5ページ以降については、今回策定する基本方針・基本計画でも掲げている図書館の現状と課題についてそのまま掲載している。このなかでも開館時間の平準化、レファレンスサービス、児童サービス、多文化多言語サービスの充実が特に必要と考えている。また、ICTの導入についても充実させていきたいと考えている。

12ページ以降では、課題と現状を受け、今後のあり方について考えており、3つの視点から直営と指定管理者制度の比較を行っている。大事なところなので読み上げさせていただく。

（1）施設の設置目的に照らして、公正・公平で安定した管理・運営が確保されるか

（仮称）教育福祉総合センター内に設置される図書館については、市民の地域社会作りを支援する知の拠点として、市民の課題解決に向けた多量な情報、サービスを提供する施設とする。安定した管理運営のためには、十分な経験と本市の地域性に配慮した継続的な運営が不可欠である。

【直営の場合】

現在の市民図書館の面積 1,500 m²、蔵書数は約 21 万冊であるが、新図書館は面積約 4,000 m²、蔵書数 39 万冊を予定しており、このような大規模な館の運営を、これまで経験したことがない。さらに、専門職の採用を行っていない現状において、職員は定期的な異動があるため、専門性や経験を有する職員の継続的な確保が困難である。

【指定管理者制度の場合】

図書館運営の専門事業者の中には、全国的な規模で事業を展開しているものもあり、大規模館の運営経験や運営のノウハウを十分に備えていると考えられる。

人材の確保、育成の手法も確立されており、安定した人材の確保とサービスの提供が期待できる。しかしながら、契約期間の満了の際、次の指定管理者にスムーズな引継ぎが出来ないと系統的な資料の収集が中断されてしまう恐れがある。また、将来的に運営を自治体の直営に変更した場合に業務ノウハウが喪失してしまう恐れがある、というデメリットもある。

(2) 市民満足度の高いサービスの提供ができるか

市民の学習意欲に応えるため、調査・研究を行う利用者に対し、適切な資料・情報を提供するため、図書館業務における専門性の確保が必要である。また、様々な生活スタイルを持つ市民ニーズに応えるため、開館時間の延長及び開館日の拡大を検討している。これを実施するにあたっては適正な人的配置が必要不可欠である。

【直営の場合】

現図書館での就業者数は 30 名程度で、司書資格保有者は概ね 3 割（正職員、嘱託職員、臨時職員）である。新図書館では 50 名程度の職員の確保が必要と見込まれ、専門職の採用を行っていない市の現状では、多数の資格保有者の確保は困難である。また、研修・養成方法も確立されていない中で、専門性の継続が困難になっている。

現状では、職員それぞれの一日の勤務時間が決まっており、土曜・日曜は交替勤務により、通常の半数の職員で対応することになる。また、平日も早番・遅番のズレ勤での対応が予測され、1 日の両端の時間帯の配置が薄くなることから、臨時職員等で対応せざるをえず、業務を熟知する職員の配置が困難となってくる。

【指定管理者制度の場合】

新図書館では、レファレンス業務等の拡充において、職員 50 名に対し 6 割程度は専門知識を有する職員を配置することを計画している。図書館業務に精通した民間業者であれば、人材の確保、育成の手法も確立されており、安定した人材の確保とサービスの提供が期待できる。各職員の勤務時間を柔軟に設定することが可能となり、来館者の多い土曜・日曜及び祝日についても、適切な人員配置ができるため、お話し会や様々なイベントの積極的な展開が可能となり、共働きの子育て世代など、平日に働いている利用者への手当を厚くすることができる。

(3) 効率的・効果的な運営と経費の節減が図れるか

指定管理者制度においては、サービスをより低コストで提供する民間のノウハウにより、効率的・効果的な事業の実施及び、予算制度にしばられない、タイムリーで機動的な事業の運

営が可能となる。図書館は図書館法第 17 条により入館料などを徴収することができないため、大幅なコスト削減が見込めないところではあるが、人件費の単価の違いや、効率的な人員の配置、経常事務の一括管理等スケールメリットによる業務の効率性、加えて運営事業者の選定の際は、競争原理が働くため、一定程度のコストの削減が期待できる。反面、収益が上がる施設ではないことで、入場者が増えれば指定管理者の負担がそれだけ増大するため、サービスの低下が懸念される。頑張れば頑張るほどお客様が入ってくる。そうするとそれだけ忙しくなってくるので業者の負担が増える。ということになっている。

この3点について検討し、今後運営方法と留意すべき点というところも（4）でうたっている。ここではサービスの維持と向上、適切な業務の引継ぎ、業務の範囲と役割分担、条例について留意すべき点などをうたっている。

まとめになるが、今まで説明させていただいた状況の中で、直営、指定管理者制度、民営にはそれぞれメリット、デメリットがあるが、全て比較したなかでやはり指定管理者制度を導入すべきであるという結論に達している。ただ、民営と言っても今ご審議いただいている昭島市民図書館の基本方針・基本計画を達成することが第一の目的であり、これを逸脱することは一切ない。これが実現できるようなかたちを目指していきたいと思い、今回の会議に臨ませていただいている。

もう一枚、先程説明させていただいた中で、新図書館の運営方法の裏表の資料だが、長所短所の一覧表を記載している。裏面は新図書館の管理運営費試算ということで、図書館はこれだけお金がかかるということを書かせていただいている。

事務局 検討結果をご説明させていただいた。教育福祉総合センターの建設計画庁内検討委員会というものは、教育福祉総合センター自体が市にとっては非常に大きなプロジェクトなので、担当である私どもの部だけで決めることは到底できないし、教育と福祉のいろいろな部分が入るので、そこで総合的にいろいろなことを検討していこうということで平成 26 年 11 月に立ち上がったものである。

別表に記載があるが、それぞれの担当課長が会議に出て、今までも様々なことを検討してきた。ご存知の通り、基本設計が終わり実施設計に入っているのも、また基本設計の時には市民の方のご意見をいただきながら基本設計を重ねてきた経緯があるので、建屋のことは大体これで軌道に乗った。ただ中身の運営はどうするのかということで今年度から本格的に検討を始めている。主に既存校舎に入るそれぞれの機能に関しては、法律で定められたところや法律が改正して設置しなければならなくなったところもあり、そこはなかなか運営自体もフレキシブルなかたちではできない。新築棟に関しては図書館部分が多くを占めるが、図書館の運営についてはどのようにしていくかと検討の余地があるということで、この庁内検討委員会でも数回議論をしたところである。経費の試算を添付しているが、実際、今の図書館の経常経費は1年間で2億 5,000 万円である。先程、規模が 2.5 倍くらいになると話したが、直営でいくと、2倍以上の5億 5,000 万円になる。これは1年間で掛かる経費である。工事の費用や書架などの初期費用は含んでおらず、毎年これだけかかる。

そうなる市にとってはその差額も、直営でいけば2億5,000万をここから引くと3億円の差が出るわけであり、3億円を今の予算よりも計上しなければならないという計算になる。現在この図書館で様々なご不便をお掛けしており、新図書館ではもっと広いところで、いろいろな新しい計画で、市民の方の知の拠点として伸び伸びと学習活動をしていただこうという昭島市の姿勢は変わらないが、やはり経費のことを考えるとこれだけかけて立ち行かなくなったということでは困ってしまうので、一部委託や指定管理を検討したという結果である。今、検討結果報告書の内容をお話して、庁内では指定管理が一番合理的に運営でき、なおかつ昭島市民図書館の目指すところの基本方針・基本計画を達成できると判断したので、この報告書としてまとめあげた。これは庁内での検討結果であり、これからどうするのか、指定管理にするのか委託にするのか若しくは直営でいくのか、これからももちろんさまざまなご意見をいただきながら昭島市全体で決めていかなければならないことだが、この図書館協議会においても検討結果を受け、いろいろなお立場にいらっしゃる皆さんがどのような率直な感想をお持ちなのかということをまずお伺いしたい。基本方針・基本計画には民間の力を入れていくという書き込みをしているが皆さんから感想等々をいただきながら、そのあたりの書き込みについてもこちらで検討していきたい。今日のご意見を受けて市民の方にパブリックコメントで、市民の方の広いご意見を伺うということになる。結果的に様々なご意見をいただくとしても、図書館の運営をどうしていくかについては市の決定事項とされるので、様々なご意見をいただきながら最終的には昭島市として決定していきたいと思うが、その過程でやはりいろいろな方のご意見をいただかないと、なかなかいいものを作っていけないと思うのでそのあたりを踏まえ、よろしくお伺いしたい。

会 長 具体的にお話をいただいた。改めて申すまでもないが、基本方針・基本計画の実現を目指して実際の運営をどのようにするかというのがこちらに報告書として出されているので、本日はこれについてご意見をしっかりいただくということをお願いしたい。意見はあるか。

委 員 基本的な議論のところかよくわからないが、全体として見た時に、私どもとしては住民で構成している図書館の協議会ということで、視点として、地方自治には住民自治の部分と団体自治の部分があり、運営に関わる部分は団体自治の部分であるので、市の方でいろいろお考えになられ、庁内検討委員会まで開かれて検討されたのでそれはそれでいいと思う。ただ、事務局からお話があったように、適不適の問題、経費の内容、全体的な指定管理に任せる範囲、仕様などの点は議会の専管事項になるので私どもはそこまで口を挟む必要はない。ひとつだけ言いたいのは、住民自治という部分。住民自治はできるだけ図書館の運営やサービスに関わるところは関わる。例えば指定管理でも約125の図書館が指定管理になった時に、ある方から「どういう団体が実際に受託しているのか」というリストをもらった。20数団体は住民協議会、つまり住民の方々がお作りになられて、それまで管理運営されていた図書館が結構ある。都内でも北区立浮間図書館は住民協議会で、図書館の専門職を住民が調達をしている。今は指定管理に移行している台東区の図書館3館も、住民協議会が図書館の管理運営、資料の収集までやっていた。そういう意味では住民が自治として関わっているところ

ろはある。指定管理が駄目だという事は全く言えない。ただ、昭島の場合、住民の我々が関わるところというのは、直接サービスである。計画の際にも「住民の方々が積極的に図書館に関わり、図書館の活性化を図っていただく。住民のために自ら本と情報を住民の方自身が結びつけ、どんどん活用できるようにしていく」ということを申し上げたが、そういったところが指定管理でマイナスになると良くないと思う。そういった点を仕様などには書いていただき、サービスについてガラス張りの運営をしていただきたい。どうしてかという、ある指定管理の会社が受け持ったところは、レファレンスの事例を発表しない。住民からどういうレファレンスがあったのかは企業秘密にしていた。それはおかしい。国会図書館が「レファレンス共同データベースを作り、住民からどうい質問があったか、どのように答えたか、皆が分かるようにしようじゃないか。それで日本の図書館のサービスの向上を図ろうじゃないか」とすべての図書館に呼びかけているわけだから、そこで企業秘密と言ってガラス張りのところをブロックするのは良くないと思う。やはり住民の方々のいろいろな思いを受け止めるために、受け手にもガラス張りの運営を求めることは必要である。

私どもが関わるというところでは、サービスの評価である。文科省は、図書館協議会がやるようにと言っているが、今はやっていないかもしれないが、一定の時期に住民の団体の代表者が委員会を作るなり、図書館協議会でもいいと思うが、いろいろなデータを寄せていただき、実際のサービスをきちんとやっているかどうかということを含め、評価をする。できればこれは行政の問題になるが、専門家何人かに頼んで具体的にどうかと実地調査をしていただくといい。私もやったことがあるが、会社によって得意不得意がある。レファレンスがきちんとできるところとできないところ、子どものサービスができるところとできないところなどいろいろある。そういった点は私どもで実際にサービスの受け手の側で見させていただき、改善することは要望していくような、そういうところに私どもも関わるようなシステムをこの中にも入れていただいてやっていただくといいと思う。住民の思いを受け止め、できるだけそういったことも考えていくような一言も入れていただくといいと思う。

事務局 今回の基本方針・基本計画でも市民との協働という一文を入れており、ボランティアをバージョンアップしていくというような書き方だが、実際ここよりも大きな館で運営する時に、地域の方のボランティアは欠かせないと思う。

仮に指定管理にするとしても、そのあたりを仕様書に書き込みをしようと思っている。

あとは、報告書でサービスの維持・向上に「市と指定管理者それぞれがモニタリング・評価を行う」「モニタリング・評価には利用者の観点も含める」といったところも検討しており、実際そこに行き着くまでにはこのことをきちんと踏まえやっといこうと思っている。また、図書館協議会は当然こういう形態で新館になっても続けていくわけであり、図書館協議会にはこの役を担っていただきたいと現在は考えている。

委員 図書館協議会は、図書館が新しくなった場合には指定管理者も入ったかたちで開かれるのか。
事務局 まだ具体的にはメンバーを考えていないが、今の図書館協議会は、図書館長の諮問機関ということになっており、図書館長がどうするかという問題にも絡んでくる。そのあたりは具体

的な指定管理にするかどうかという運営方針が決まった段階で、様々な市の条例や要綱も整備してきて、もしかしたら、直接指定管理事業者の代表が入るかたちにはならないかもしれないが、もしそういうかたちでやりとりができない、難しいということであれば、図書館協議会のメンバーと指定管理のメンバーと、関係部署であるとか住民代表の方とかを含めた第3次的な協議会になるかと思う。

委員 指定管理制度について詳しくご説明いただき、金額もいろいろ出させていただいて財政的に本当に厳しいことがわかった。倍の大きさの図書館になった場合、住民の要望に応えるためにはどのようにしたらいいかということ熟慮されて、こういったかたちのものが出てきたと思う。それについては、委員がおっしゃったことも理解できるが、現在、図書館の有資格者職員は3割いらっしゃるということだが、指定管理者制度になった場合、この図書館員はどのようなかたちで関わるのか。委託業者にはTRC、紀伊国屋等いろいろあるが、新聞等ではツタヤの問題が上がったりして、全く指定管理に任せてしまうと、どこの業者になるかによってすごく影響があると思う。

指定管理は、何年かで契約更新になり、人も変わっていくわけで、そういった時に核になる人がいないと、せっかくそこまで築き上げてきた部分がまた1からやり直しになってしまうことがあるかもしれない。そういった意味では図書館の方が中心になる部分でうまく運営に関わりを持っていただきたいと思うので、そのあたりがもう少しわかりやすく具体的に出ていたら理解しやすいが。

事務局 指定管理者制度を導入することを検討している中で、一つには基本方針・基本計画が大きな柱になってくる。それに従い、仕様書や協定書の中で必ず市の意向を入れるような、丸投げではなくその都度PDCAサイクルをしっかりと機能させ、常に是正を図っていけるようなかたち、市民の方の声を聞きながら、年間1回ではなくその都度是正ができるくらいのかたちのものを入れるシステムを作っていきたいと考えている。

組織としては、これは確定しているものではないが、先程おっしゃられたツタヤ図書館の選書問題もあり、それに関しては市の方でも図書館を管理する組織を作り、その中で、選書に関しては指定管理者が選書に関わるかと思うが、それに対しては必ず職員の手を通し、承認をして購入したいと考えている。

図書館員は、新しく管理する部署ができたとしたら、そこでの評価・モニタリングに注力していきたい。その他、市の学校や関係機関と円滑に関係が進むような、そういうアシストをしながら進めていきたい。それが導入する際には必要と考えている。

委員 そうすると、これからも図書館の有資格者を採用することは引き続きしていただけるのか。
事務局 司書としての採用は以前からしていない。

委員 市としては採用していないのだろうが、有資格者を職員として採用することは考えているのか。

事務局 今のところは考えていない。

事務局 おっしゃっているのは、今いる職員のことであると思うが。

いろいろな職員がいて、有資格者の中には正規の職員も嘱託も臨時職員もいる。正規職員の有資格者は、司書として採用されたわけではなく、こちらに配属されたらたまたま司書の資格を持っていた。それに関しては司書資格を持っていない職員と比べると、当然、経験と知識が違うので、新図書館の組織に何らかのかたちで配置してもらえたらと思っている。それは市の組織の人事のことであるので、なかなか私の一存ではできないが、私どもの組織の要望として出そうと思っている。

非正規雇用の職員に関しては、指定管理者と交わす契約書の中で、指定管理者の職員として優先的に雇ってもらえないかと書き込める。現実には図書館の継続性を考えると、今の昭島の図書館を知っている方が新しくそちらに移っていただけると私どもも安心なので、そのあたりは検討していきたい。

委員 是非そのようにお願いしたい。

事務局 今年の4月から、青梅市の図書館が指定管理制度になったが、そこでも相当数の嘱託としての司書職が働いていらっやと聞いている。ほとんどが今の指定管理者の方に職員として雇用されたと聞いているし、やはり仕様書にも書き込みをしたと聞いているので、そのあたりは当然配慮していきたい。

委員 指定管理者を選ぶ場合、入札になるのか。安ければいいというわけではなく中身できちんと選んでいただきたい。図書館の仕事をするにしても、清掃業者が学校図書館に入ったということを知っている。昭島のこの図書館だけはそういったことではなく、図書館のことを熟知している司書や、ハイテクな時代だからコンピュータの知識もあるプロの方々をきちんと選んでいただきたい。

事務局 業者の選定については金額だけということではなく、事業に対する提案をいただき、それに対する審査をする。いろいろな項目について採点し、総合点で決定するので、その中にどれだけ細かく評点項目を盛り込めるのか、審査できるのかというところは検討していく。

委員 業者が決定した過程は公表されるのか。

委員 公表される。入札方式とコンペ方式がある。コンペ方式というのは、業者に図書館のイメージの提案を出してもらい、審査委員会で評価し決めるという方式。もう一つは、金額をある程度想定し、入札にするにしても図書館の場合は、具体的にこういった計画の中でこういうことをやりたいと提案を受け、委員会で評価点を決め、1番目、2番目と点数のいいところを公表する。どの時点で公表するかはともかく、当然、議会に報告しなければならない事項なので、市としてはガラス張りである。そこに住民がどれだけ関わるかということだが、立川市は住民の代表を何人か入れている。例えば、3人が学識経験者で2人が市民の代表で話し合いをするなど、住民の声をできるだけ反映できるようなシステムにして欲しい。評価をする場合もできれば住民が入って、意見が言えるような方式にして欲しい。

事務局 委員にご説明いただいたが、議会で議決しなければ指定管理者を決めることができない。そこに至る間には、もちろんご議論いただくのでご安心いただきたい。

指定管理者をどう選ぶかについては、今のところ、平成19年に指定管理者制度導入に関する

る基本指針が出ている。その中ではプロポーザルと言って、こちらから仕様書を出し、それに対し様々な提案をいただき、費用対効果が一番優れている事業者を選定する。その際、その選定に関しては、庁内の然るべき人材と、今のところ、場合により学識経験者を入れてもいいとなっているので、選ぶ際には庁内のメンバーだけではなく、学識経験者を入れていきたいと考えている。そのあたりは契約の担当部署と調整をしながら、皆さんに見えるようなかたちで選定してまいりたい。

委員 確かに、清掃関係やビルのメンテナンス関係をされている夫婦2人が受託したというケースも過去にある。やはりそれは住民から、サービスの評価がよくないということで差し替えることになった。ただ、会社が駄目だということはなかなか難しい。例えば千代田区の図書館が最初に受託されたのは、サントリーの子会社だった。ビールを売るのは得意だが、図書館は初めてだった。プロポーザル方式での選定で、いい提案をしたので受託してしまった。今まで図書館を受託したことはなく、会社側も困り、研修制度を持っている会社に雇用する職員を送り込んで研修をさせ、始めた。非常に良い館長がいらっしや、ライブラリーオブザイヤーの大賞を獲ったが、その館長がお辞めになったら少し勢いがなくなった。その館長があるところに行ったら、そこで文部省の表彰を受けた。やはり人による。だからそういう業者を選んだ段階で、きちんとやるように市から言って、いい人を是非配置していただきたい。これだけの金額でとても良いサービスと良くないサービスと分かれることもある。ある会社が受託している四谷の図書館に、外国で研修され海外協力隊などをおやりになった非常に優れた職員がいらっしや、非常に良い活動が実現している。市の方も人だが、業者によっては意外とユニークな人材を何人も連れて来て、図書館として非常に特色ある、良いサービスをされる場所がある。是非そういったところが受託することを祈る。国から表彰を受けるようなこともあるので、今の市のサービスと一味違った良いサービスをしていただきたい。また、駄目な面もあるので、そのために選定委員会がきちんと選定し、住民の目で監視、評価していただくということをやればあまり間違いはないと思う。

会長 ほかに意見はあるか。

委員 契約期間は何年なのか。

事務局 まだ決まっていないが、概ね5年ごとの更新が多く聞かれる。

報告書にインセンティブと書いてあるが、同じ金額なのに「頑張れば頑張るほどお客さんが来てしまい忙しくて」というのが指定管理業務になってしまう。それについて「では、同じお金をもらっているなら、頑張らなければ暇だし楽でいい」ということになってしまう。

それはいけないから、例えば毎年皆さんにさせていただく評価の成績が良ければ、次の5年なり選定する時に、また次も手を挙げていただけるなら少し評価を加点するというかたちでのインセンティブも考えている。そのあたりも今後考えていこうと思っている。

委員 インセンティブなしでやるのは厳しい。普通は民間業者がやろうと思ったら、やったらやっただけのことがないと、やっただけやらなくたって同じならやらない方が良い。何か儲け口を作りたい。市の予算から出すのは難しいかもしれないが、自主的に運営して儲ける口があ

るのならあってもいいと思う。口では何とでも言える。やっている振りはできるが、やってみたらどうなのだろうかというのがあるような気がする。

根本的には指定管理者でいいと思う。だが、入口の問題が一つある。これを全部クリアしたとして、一つ抜けているものがある。ここは昭島市図書館ではない。昭島市民図書館である。この書類全体に、市民の民が抜けてしまっているような気がする。何が抜けているかという利用者対応が書いてない。全体を読むと、指定管理者に移行したいというのが透けて見える。だが、選定基準も何も無くて、市民図書館だから市民の便宜を図り、有益性を保たなければならない。まずそれが最初にないと、選ぶも何も無い。指定管理者を選ぶ時から既に道が見えなくなってしまう。基準としては、常連の利用者はもちろん、一度も図書館に足を運ばない人ももしかしたらいらっしやるだろうという熱意のようなものを体現できる指定管理者でないと、非常にテクニカルな感じがする。安いのは良いからもっと安くして欲しいが「ここがいい、こういうふうにしよう」というのはこれからなのだろうが、とても大事なこと。何が欠けているかという、全然、夢と希望が無い。こういう図書館を作りたいというのは我々の中でできていて、それに見合う指定管理者を選ぶというのならわかるが、ここではっきりわかることは、「この指定管理者は安い。だからこっちにしよう」というのは僕の感覚ではちょっと厳しい。文句を言っているわけではないが、夢と希望を求めよと言いたい。そういう図書館にしないと、知の拠点といっているわけだから、知にもならなきや拠点にもならない。やはりそこはものすごく重要なことだと思う。もう少し専門的に言うと、コンセプトが無い。「昭島市民図書館のコンセプトはこうだ」というのが見えない。ポリシーすら見えない。旗が見えない。旗を掲げてもらいたい。

事務局 パブリックコメントにかける基本方針・基本計画には夢も希望も詰め込んだつもりでいる。検討結果報告書については、夢と希望を実現させるための方策としての検討という位置付けになっている。基本方針・基本計画についてはご審議いただき、基本理念・目標についてもご賛同いただいていると思っている。これの実現が第一であるので、ここは絶対に踏み外さない。これだけはお約束したいと思う。

会長 今いただいている話では、指定管理者制度には皆さん賛成、問題ないということによろしいか。

委員 問題ないと思うが、少し質問をしたい。指定管理に入る業者は、当然業者側にメリットがないと入らないわけで、業者側からするとコスト面だと思うが、市民が「有益だ」と思うサービスをすごく提供していただいている場合、市民が有益なものについてその分予算を取って、もっといいサービスをしてもらいたい、この業者に継続してやってもらいたいということになった場合、予算組みのところではなかなか市民の意見を反映するのが難しいと思うが、仮に市民からそのような声が上がったら、どうしたら予算組みに市民の声が反映できるのか。例えば、個人が何かサービスを受けているとして、「この業者はすごくいい。ここならあと1万円出してもう少しサービスしてもらいたい。10万円出してこのサービスしてもらいたい」という希望ができた時に、個人の範ちゅうで払える、払えないということでジャッジメ

ントができると思うが、この市の大枠な事業の中でそういった声が市民から上がった時に、その予算枠を増やしていくのはどういう仕組みなのか。仮にそういった声が沢山あった時、業者側に「いいサービスをやりたいが、これ以上予算を出してもらわなければ難しい」となったら、予算が取れなければ継続が難しいという判断になってしまう可能性はあるのか。業者側のメリットも当然あるわけだから、そうなった時にどうやって解決できるのか。そのあたりの財源確保や予算組みの仕組みを簡単にご説明いただきたい。

事務局 まず予算は、議会の議決をいただかなければ組めない。当然そこに至るまでには、主管課の思いや、主管課が直接聞く市民の思い、皆さんの個人的な要望ではなく、図書館協議会のご意見などを反映し、主管課が予算を組む。それに対し、議会は市民の代表の集まりであるから、議員にジャッジをしていただき「こんなにつける必要は無い」「もっとつけた方がいい」など、大枠で説明するとこのようなかたちである。必要か必要でないかというジャッジは市の担当部局だけではなく、そこに付随する協議会や、市民の個人的なご意見の吸い上げなど様々に反映していく。最終的には市全体で適正なジャッジをいただいて通るというかたちになる。当然大きなムーブメントが起きれば、そのあたりの声は無視できないようなかたちになっていく。今後、大きな予算をつけて最初からスタートする館であるので、市側としてはなるべく予算が膨らまないようにという立場に立たざるを得ないので、そのあたりに関しては、市民のボランティアなどのお力を借りながら、市民の方にご満足いただけるサービスを実施していけたら理想的だと思っている。

会長 具体的に業者が決まって、その業者にとっての契約している内容以外のところでの利益は当然入ってくるものなのか。

委員 それは契約で、お金儲けのところはあることはある。例えばツタヤが運営している海老名の図書館では児童室の入口にゲーム機を置き、1階の一番目立つところに喫茶店がある。次に目立つところにツタヤ本屋の窓口があり、本を売っている。図書館の窓口は、奥の右側、小さなところであってなかなか見つからない。本屋の店員が、図書館についての質問がみんなここに来ると嘆いていた。一番奥にカウンターを作るのは間違っている。だから子どもを連れて行くと、前で立ち止まって動かなくなってしまう、親も嘆いている。それはちょっと行き過ぎだと思う。

会長 やはり契約がすごく大事である。

委員 ツタヤ等に委託した場合、本は受託したところから購入するのか。または市内の書店から購入するのか。

委員 それはこちらの契約次第。きちんとそのようなことまで書き込むべき。市内の図書館がこれだけ市民の税金を使うのだから、今までどおり市内の書店、書店組合を通して、仕様書なり契約のところできちんとやっていただくということが必要だと思う。市民の業者が不利益にならないようにして欲しいと思う。

委員 3,000万円分の本を買うとすると、大学の生協でも2割引で売っているから600万円安くなるわけで、それでも本屋が儲かるのであれば、市内の書店から買ったほうがいいと思う。

会 長 様々のご意見をいただきましたが、指定管理については、賛成という方向で、その他いろいろ出
していただいた意見を基本方針・基本計画の答申案としてまとめていくという方向でお願い
したい。

パブリックコメントにまとめる部分は事務局と私の方でさせていただく。

(2) 平成 28 年度昭島市民図書館事業の今後の予定について

事 務 局 資料 3 を説明

委 員 もしお時間があれば墨絵講座に遊びに来ていただきたい。遊びがてら子どもたちに紙を配る
お手伝いをしてもらいたい。

4 その他

事 務 局 今後の予定の説明